

令和 3 年度  
横浜市環境衛生業務実施結果



横浜市保健所

# 環境衛生業務実施結果目次

項目	ページ
I はじめに	1
II 実施期間	1
III 重点取組事項	2
1 環境衛生関係施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策	2
2 東京 2020 大会に向けた環境衛生対策	3
3 蚊媒介感染症対策	4
IV 監視指導業務	6
V 感染症対策業務	12
VI 調査・啓発事業	15
VII 環境衛生関係の相談対応や啓発	16
VIII 自主衛生管理の推進	17
IX 今後の取組について	17



# 令和3年度 横浜市環境衛生業務実施結果

## I はじめに

横浜市保健所では、安全で快適な市民生活を確保するため、毎年度、「横浜市環境衛生業務実施計画」を策定し、業務を実施しています。

令和3年度は、「環境衛生関係施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策」、「東京2020オリンピック・パラリンピック（以下「東京2020大会」という。）に向けた環境衛生対策」と「蚊媒介感染症対策」を重点取組事項としました。東京2020大会については、無観客開催となるなど開催方式の変更に柔軟に対応しつつ、競技関係者等利用施設の立入検査及び指導助言など必要な環境衛生対策を実施しました。その他の重点取組事項についても、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めつつ業務を実施しました。

また、レジオネラ症防止対策を一層充実させること等を目的に公衆浴場法施行条例、公衆浴場法施行細則、旅館業法施行細則及び横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱の改正を行いました。

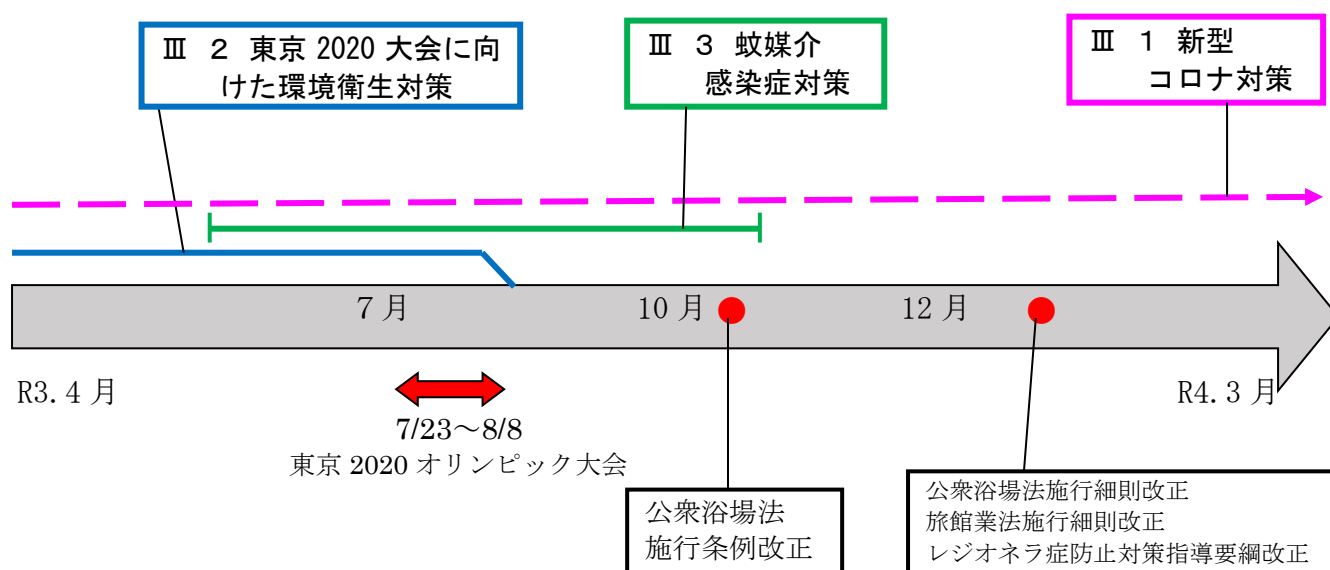
これらの重点的な取組に加え、市民の皆様の日常生活に密接な関係のある理容所、美容所、クリーニング所や公衆浴場等への定期的な監視指導、住まいの衛生やねずみ・衛生害虫等に係る相談対応を行いました。

令和3年度の業務実施計画に基づく実施結果についてお知らせします。

## II 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### <主な取組>





## 2 東京 2020 大会に向けた環境衛生対策

令和3年7月から開催された東京2020大会では、横浜市内にも競技会場が設けられましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から無観客での開催となりました。

大会直前に無観客とすることが決定されるまでの期間においては、国内外から多くの人が本市に来訪する当初の想定に基づいて、競技会場周辺の宿泊施設、商業施設（特定建築物、公衆浴場）等の立入検査を実施しました。立入検査では特に感染症に関する項目に重点を置き、監視指導を行いました。旅館業施設に対しては宿泊者名簿の作成及び保管が適切に行われるよう、チラシを用いて重点的に指導しました。さらに、各施設に対して新型コロナウイルス感染症防止対策、トコジラミ等の衛生害虫対策、ミスト発生装置のレジオネラ症予防対策等を啓発しました。啓発は、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、立入検査時のほかに郵送を併用しました（表3-1、表3-2）。

また、市民局オリンピック・パラリンピック推進課を通して把握した競技関係者等利用施設（競技会場、事前キャンプ地等）について立入検査を実施し、適切な衛生管理について指導しました（表4-1、表4-2）。

「蚊媒介感染症対策の強化」については「**3 蚊媒介感染症対策（p.4～5）**」をご覧ください。

表3-1 監視施設数

	旅館	興行場	特定建築物	公衆浴場	プール	温泉	合計
立入施設数	76	4	61	3	1	1	146

表3-2 郵送啓発施設数

	旅館	興行場	特定建築物	民泊	合計
郵送啓発施設数	32	3	3	189	227

表4-1 競技関係者等利用施設の立入施設数

	西区	中区	港北区	都筑区	合計
組織委員会手配の宿泊施設	4	3	4	-	11
競技会場	-	1	1	-	2
事前キャンプ地	-	-	-	1	1

表4-2 業種別の立入延べ数

	旅館	興行場	特定建築物	公衆浴場	プール	合計
立入延べ数	10	3	9	1	2	25

### 3 蚊媒介感染症対策

蚊が媒介する感染症には、デング熱やジカウイルス感染症（ジカ熱）、チクングニア熱、ウエストナイル熱などの輸入感染症<sup>※1</sup>や日本脳炎など様々な種類があります。

このような蚊媒介感染症を予防するため、市民の皆様に向けて蚊媒介感染症に関する周知・啓発を行いました。また、感染リスクの把握のため、蚊媒介感染症のサーベイランス<sup>※2</sup>事業、職員向けに蚊媒介感染症発生時の対応訓練及び蚊の生息調査方法のひとつである人おとり法の実地訓練を実施しました。

特に令和3年度は、東京2020大会が開催され、横浜市内にも競技会場が設けられたため、国内外から競技関係者が集まることを想定し、会場周辺におけるサーベイランス調査や蚊幼虫駆除等、対策を強化して実施しました。

※1 日本国内に存在しない、または発生が少なく流行していない病原体が海外から持ち込まれることで発生する感染症

※2 感染症等の発生状況を継続的に調査、監視すること

#### (1) 蚊媒介感染症予防に関する周知・啓発

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い昨年度に引き続き海外への渡航中止勧告の発出や日本への入国制限措置がなされている中ではありましたが、蚊媒介感染症の防止には蚊を増やさない・蚊に刺されない対策の継続的な実施が重要であることから、市営地下鉄ブルーライン車内でのポスター掲示、チラシ、ホームページ等を活用し市民の皆様へ広く啓発を行いました。また、東京2020大会開催期間には市役所内に啓発パネルを設置し、ちらしを配架しました。



啓発用ポスター  
「蚊を増やさない・蚊に刺されない」

#### (2) 蚊のサーベイランス事業

蚊の生息状況を把握するとともに、蚊媒介感染症のウイルスを保有する蚊が生息していないかを調査するため、市内の公園等で蚊の捕獲を行い、蚊媒介感染症ウイルスの保有状況について調査を行いました（表5）。東京2020大会開催に向けて、会場周辺の調査を強化して実施しました。

調査の結果、捕獲された蚊から蚊媒介感染症ウイルスは検出されませんでした。

実施時期：令和3年5月中旬から10月中旬まで

実施回数：山下公園、新横浜公園 他5か所 月2回×6か月、 合計12回  
各区所管公園16か所、シンボルタワー 月2回×5か月 合計10回

調査地点数：市内公園等24か所

(CDCライトトラップ法：23か所(24<sup>※</sup>定点)、延べ254ポイント)

人おとり法：4か所(各3定点))

※新横浜公園（日産スタジアム）については、東ゲートと西ゲートの2か所で調査を実施



表5 蚊の生息状況調査結果（CDC ライトトラップ法）（平成29年度～令和3年度）

調査年度	調査期間	調査地点	調査期間	捕獲蚊		デングウイルス等※
				種類	全捕獲数	
29年度	5～10月	25	22週	5属10種	10,685	全て不検出
30年度	5～10月	25	22週	5属10種	10,284	
令和元年度	5～10月	26	22週	7属11種	11,142	
令和2年度	5～10月	8	12週	4属7種	2,821	
令和3年度	5～10月	24	22週	7属12種	8,404	

※フラビウイルス属(デングウイルス、ジカウイルス、ウエストナイルウイルス、日本脳炎ウイルス)及びチクングニアウイルス

## 蚊の生息状況調査方法について

蚊のサーベイランス事業では、2つの調査方法により、蚊成虫の生息状況を調査しました。「CDC ライトトラップ法」は大通り公園を除いた全ての調査地点で実施し、「人おとり法」は山下公園、横浜公園、大通り公園及び新横浜公園で実施しました。



- ・装置を夕方から翌日午前中まで設置
- ・その地点にいる蚊の種類相の調査に適している

CDC ライトトラップ法



- ・調査者が捕虫網を足元で8分間振り蚊を採取する方法
- ・短時間で調査が可能
- ・昼間に活動するヒトスジシマカ等の調査に適している

人おとり法

### (3) 蚊発生源対策

東京2020大会の競技場へアクセスする際の最寄り駅である新横浜駅と関内駅の周辺エリアについて、雨水桝に IGR 剤（昆虫成長阻害剤）を散布し、蚊幼虫駆除を実施しました。

### (4) 蚊媒介感染症発生時対応訓練

デング熱やジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症の市内感染症例が発生した場合、推定感染地等の蚊の生息状況を把握することにより感染拡大リスクを判断し、リスクに応じた対策を迅速に講じる必要があります。

そのため、東京2020大会開催に向けて市内で蚊媒介感染症患者が発生したことを想定した机上訓練を実施するとともに、国立感染症研究所が推奨する蚊の生息調査法である人おとり法（8分間スイーピング法）の手技や蚊の種類同定方法の知識を身に付けることを目的とした実地訓練を行いました。

## IV 監視指導業務

### 1 営業関係施設

環境衛生営業施設の立入調査を実施し、施設の衛生管理状況等の確認を行いました（表6）。管理の不備があった場合は、改善を指導するとともに改善状況の確認を行いました。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症流行状況を踏まえ、立入調査と郵送による啓発指導を併用しました。なお、監視指導実施時には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための換気や消毒に関するチラシを配布しました。

表6 環境衛生営業施設の監視指導件数

業種	対象施設数	監視施設数（延べ件数）
旅館・ホテル	406	149
興行場	94	19
公衆浴場	295	112
理容所	1,628	124
美容所	4,627	230
クリーニング所	1,545	119
化製場・死亡獣畜取扱場	2	0
家畜及び家禽舎	217	110
産あい物処理業	1	0
温泉利用許可施設	60	34
プール・海水浴場	151	43
合計	9,026	940



公衆浴場



興行場



## 2 特定建築物・建築物登録業

多くの人を利用する大規模なオフィスビルやショッピングセンターなどのうち、建築物衛生法※により衛生的な環境を保つための管理が義務付けられている施設(特定建築物)を対象に、立入調査を実施しました(表7)。また、清掃や空気環境測定等の維持管理を行う専門の事業者(建築物登録業)の事業所に立入調査を行いました。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、立入調査と郵送による啓発指導を併用しました。

※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

表7 特定建築物・建築物登録業の監視指導件数

	対象施設数	監視施設数 (延べ施設数)	監視結果(主な不適事項)
特定建築物	1,451	178	<ul style="list-style-type: none"><li>・空気環境測定結果(相対湿度・温度等)が基準を満たしていない</li><li>・加湿装置及び排水受けの点検・清掃が十分でない</li></ul>
建築物登録業	456	46	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務に使用する機械器具の台帳が整備されていない</li><li>・従事者の研修が適正に実施されていない</li></ul>

### 特定建築物とは？

特定建築物とは、多数の方が利用する建築物のうち、建築物衛生法で定める床面積以上※の大きさの、百貨店・オフィスビル・図書館等の大規模な施設のことです。

※ 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校などの用途に用いられる部分が3,000m<sup>2</sup>以上(第1条学校等(\*)では8,000m<sup>2</sup>以上)

(\*:第1条学校等とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園のことをいいます。)



### 建築物登録業とは？



建築物登録業とは、建築物の環境衛生上の維持管理(清掃、空気環境測定、排水管清掃など)を行う事業者のうち、従事者の資格や使用機器等、建築物衛生法で定める一定の要件を満たしており、横浜市長の登録を受けている事業者をいいます。

### 3 専用水道・簡易給水水道の衛生対策、受水槽施設に対する指導

専用水道とは、地下水や水道水を利用した大規模なマンションやビルに給水する水道施設のことです。また、簡易給水水道とは、地下水を利用する水道施設のうち専用水道以外の施設のことです。近年、専用水道や簡易給水水道を設置する施設の種類も商業施設や、社会福祉施設、スポーツ施設など多様化しています。専用水道及び簡易給水水道の日常的な維持管理や定期的水質検査が適切に行われているかを確認することで、水質悪化による健康被害を防止するため、立入検査を実施しました（表8）。

なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症流行状況を踏まえ、水道施設への立入検査業務を縮小しました。

また、受水槽とは、マンションや事務所ビルに設置されている飲料水を貯めておくタンクのことです。維持管理を怠ると、飲料水が汚染され、健康被害を招く恐れがあるため、法律や条例で定期的な清掃や管理状況検査の受検などが義務付けられています。

受水槽が設置されている水道施設は、受水槽の有効容量（貯められる水の量）や設置形態などによって分類され、それぞれ管理基準が定められています（表9）。

表8 専用水道及び簡易給水水道の監視指導件数

	対象施設数	監視施設数（延べ施設数）
専用水道	134	18
簡易給水水道	9	1

表9 受水槽が設置されている水道施設の種類及び管理基準

種別	受水槽の有効容量及び設置形態等 (設置件数:令和4年3月末現在)	必要な管理	
		受水槽の清掃	管理状況検査等
簡易専用水道	10m <sup>3</sup> 超 (6,146件)	毎年1回以上定期に実施すること	管理状況検査を毎年1回以上定期に受検すること
小規模受水槽水道	8m <sup>3</sup> 超 (868件)		自己点検を実施すること
	8m <sup>3</sup> 以下 (地下式:332件) 8m <sup>3</sup> 以下 (床上式・ビルピット式:5,694件)		



## (1) 管理状況検査の受検指導

管理状況検査の受検義務があるにもかかわらず受検していない受水槽の設置者に対して、管理状況検査を受検するよう指導を行いました（表10）。令和3年度の受水槽種別ごとの受検施設数及び受検率は表11のとおりでした。

表10 管理状況検査の受検指導実施状況

種別		指導対象施設数 (令和2年度 未受検施設) (A)	受検 施設数 (B)	廃止等 施設数 (C)	未受検 施設数 (A)-(B) -(C)	受検率(%) (B/(A-C))
簡易専用水道		455	172	43	240	41.7
小規模 受水槽 水道	有効容量8m <sup>3</sup> 超	108	39	10	59	39.8
	有効容量8m <sup>3</sup> 以下 (地下式)	99	16	3	80	16.7

表11 管理状況検査の受検施設数及び受検率（令和4年3月末現在）

種別		施設数※	受検 施設数	受検率 (%)
簡易専用水道		6,146	5,521	89.8
小規模 受水槽 水道	有効容量8m <sup>3</sup> 超	868	734	84.6
	有効容量8m <sup>3</sup> 以下 (地下式)	332	212	63.9
簡易給水水道		9	9	100

※受検義務のある施設

## (2) 受水槽施設への立入調査

管理状況検査の結果、不適事項があった受水槽施設に立入調査を実施し、改善措置を行うよう指導しました（表12）。また、必要に応じて直結給水方式（受水槽に飲料水を貯めず、水道管から直接給水する方式）へ切り替えるよう助言しました。

令和3年度の立入調査は新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、特に健康を害する恐れのある不適事項があった受水槽施設等に限定して行いました。

表12 受水槽施設の監視指導件数

	対象施設数	監視施設数（延べ施設数）
簡易専用水道	6,146	317
小規模受水槽水道	6,894	114
合計	13,040	431

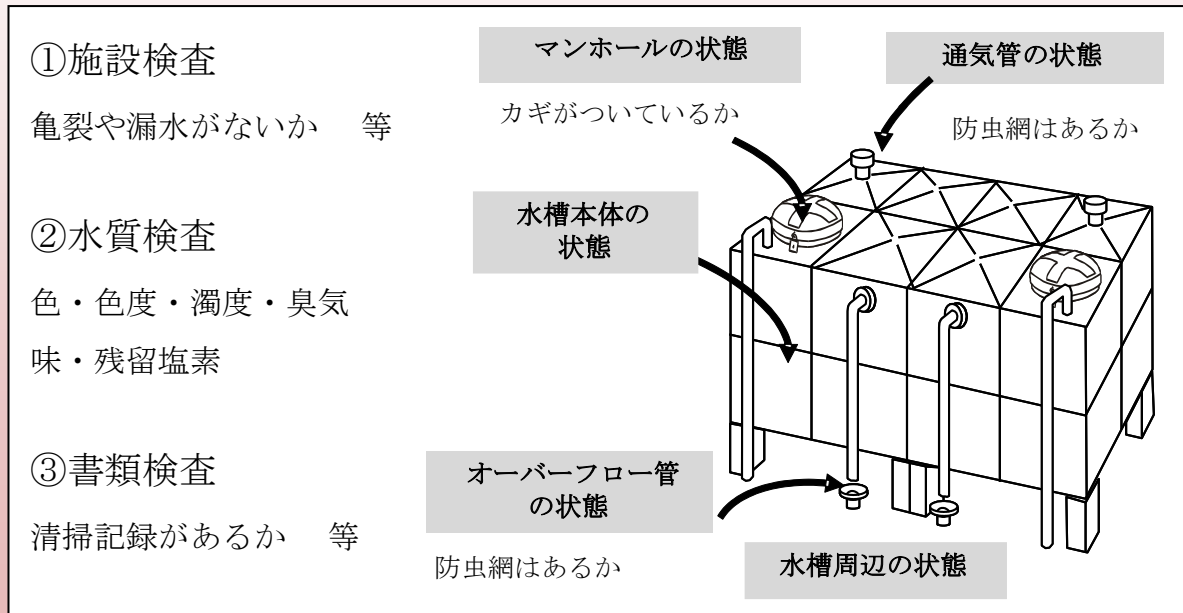
## 管理状況検査とは？

管理状況検査とは、受水槽の亀裂や漏水の有無などの水槽の状態や、ゴミが無いかなどの水槽周囲の状況、マンホールや防虫網の確認、簡易な水質検査などといった、受水槽の総合的な管理状況を確認する検査です。

検査は、専門的な知識を持つ検査員が行います。

受検義務のある受水槽の設置者の方は、毎年1回以上定期的にこの検査を受けなければなりません。

### 受水槽管理状況検査の検査項目



### (3) 小規模な受水槽の設置者に対する自己点検の実施及び報告の指導

受水槽の外壁が外部からすべて点検でき、有効容量が8 m<sup>3</sup>以下のものは、専門の検査機関による管理状況検査受検の義務付けはありませんが、設置者が自ら受水槽の状態を点検し、点検結果を横浜市へ報告することが義務付けられています。このことについて、受水槽の設置者に改めて周知し、自己点検結果を報告するよう指導を行いました（表13）。

表13 小規模受水槽水道（地下式を除く8 m<sup>3</sup>以下）の自己点検結果報告状況

対象施設数	報告施設数 <sup>※</sup>
5,694	946

※自己点検の代わりに市長の指定する検査機関の検査を受けた施設を含む

#### (4) 飲料水健康危機管理対応調査

受水槽施設の水質異常を原因とする健康被害が懸念される事故の発生時に、現地調査を行い、速やかに原因を究明し適切な対策を講じるよう、施設管理者等に指導しました（表 14）。

表 14 飲料水健康危機管理対応調査件数

対応件数	事故内容
2	給水末端から黒い水 給水末端水の色度基準値超過

#### 4 家庭用品の試買検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質の含有量等の基準が定められた家庭用品について、一般に流通している製品の安全性をチェックするため、試買検査を実施しました（令和 3 年 6 月から令和 4 年 1 月まで）。

令和 3 年度は 7 件の販売店に立ち入り、繊維製品（ベビー服、えり飾り等）52 検体、革製品 1 検体、家庭用化学製品（住宅用洗剤、家庭用エアゾル製品等）8 検体、合計 61 検体の試買検査を行った結果、基準に違反している製品はありませんでした。

#### 5 住宅宿泊事業届出住宅の監視指導

住宅の全部又は一部を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供する、いわゆる「民泊」を営む者に対して、「住宅宿泊事業法」に基づき立入検査を実施し、届出内容及び事業の実施内容を確認しました。不備があった場合は、改善を指導するとともに改善状況の確認を行いました。

なお、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を鑑み、立入検査業務は縮小しました。代替として、感染症対策や宿泊者名簿の記載の徹底等について 7 月にチラシを郵送して啓発を行いました。

立入調査実施時期：令和 3 年 12 月～令和 4 年 3 月まで

立入件数：9 件

主な不適事項：届出事項に変更がある、宿泊日数実績報告が適切に行われていない 等

チラシ郵送件数：189 件

※横浜市内届出住宅件数：178 件（令和 4 年 3 月末現在）



## V 感染症対策業務

### 1 レジオネラ症防止対策

レジオネラ症は、レジオネラ属菌という細菌を含んだエアロゾル（微細な水しぶき）などを吸入することにより肺炎等を起こす感染症です。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において四類感染症に指定されており、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出ることが義務付けられています。人から人へは感染しませんが、特に高齢者が感染しやすく、市内でも毎年数十人の患者が発生しており、過去には死亡例も報告されています。

レジオネラ属菌は、自然環境中に広く存在している細菌ですが、浴槽や給湯設備など温水が循環・停滞する設備に入り込むと増殖しやすいため、これらの設備の衛生管理を適切に行い、レジオネラ属菌の増殖を防ぐことが重要です。

横浜市では、「横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱」により、レジオネラ症を防止するための設備管理方法などを定めています。令和3年度は高齢者が利用する社会福祉施設や公共施設を対象に、パンフレット等による啓発を実施し、レジオネラ症防止対策の徹底を図りました。さらに、市内の病院において、令和2年度に給湯設備を原因としたレジオネラ症の院内感染事例があったこと等から、（公社）横浜市病院協会及び（一社）横浜市医師会に向けて給湯設備等のレジオネラ症防止対策の徹底について8月に通知するとともに、各病院へチラシを用いて啓発しました。

また、レジオネラ症患者の発生時には、患者が利用した施設の調査や必要に応じた改善指導を行いました。

加えて、国の技術的助言にあたる「公衆浴場における水質基準等に関する指針」及び「公衆浴場における衛生等管理要領」の改正並びに最新の「レジオネラ症防止指針」の内容を受けて、「横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱」を令和4年2月に改正しました。

#### (1) 社会福祉施設等への立入調査、指導

高齢者が利用する社会福祉施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など）、横浜市が所管する公共施設（地区センター、地域ケアプラザなど）及び病院等に対して立入調査を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、パンフレットの郵送等により入浴設備などの適切な維持管理の啓発指導を行いました（表15）。

表15 社会福祉施設等への啓発件数（延べ施設数）

種類	啓発施設数	合計
社会福祉施設	特別養護老人ホーム	69
	介護老人保健施設	37
	有料老人ホーム	109
	ショートステイセンター	6
	その他	71
公共施設 （建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条に規定する特定建築物を除く）		53
病院施設		122



## (2) レジオネラ症患者発生時の対応

令和3年度は市内医療機関から38件のレジオネラ症患者の発生届出があり（表16）、また、他自治体からレジオネラ症患者発生に伴う調査依頼が2件ありました。

発生届出のあったレジオネラ症患者は高齢者が多い傾向があり、特に年齢では70代以上が多く、性別では男性が多く見られました（図1）。患者発生時対応として、感染原因究明、感染拡大防止のため、感染症担当部署と連携して患者行動履歴の調査、患者利用施設の調査・検査を行いました。

患者が使用した入浴設備など、感染源の疑いがある設備を対象にレジオネラ属菌の検査を行い（表17）、浴槽水等からレジオネラ属菌が検出された場合は、設備の清掃・消毒の実施や管理計画の改善を指導助言しました。

表16 レジオネラ症患者発生届出件数

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
35	42	55	40	38

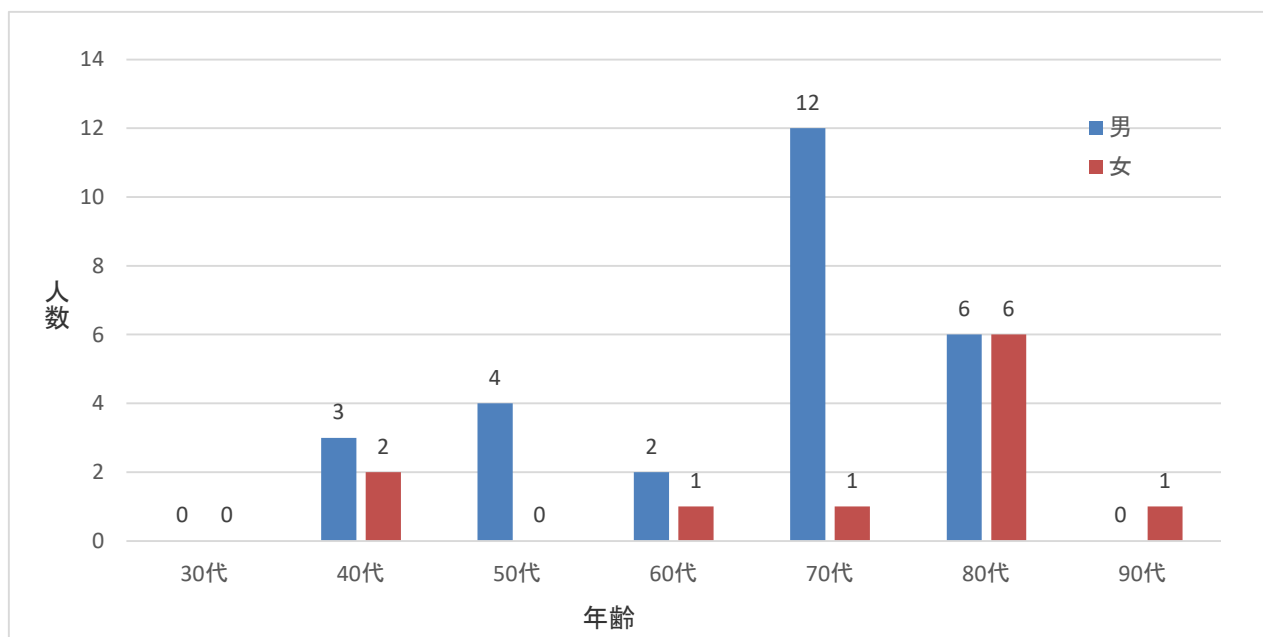


図1 性別・年代別レジオネラ症患者数（令和3年度）

表17 レジオネラ属菌検査件数（延べ施設数）

	検査施設数	レジオネラ属菌 検出施設数
自宅	22	7
公衆浴場	3	2
社会福祉施設	3	1
その他	4	1
合計	32	11

### (3) レジオネラ症に関する周知・啓発

#### ア 家庭向けパンフレットの配布

家庭におけるレジオネラ症対策についてのパンフレットを各区生活衛生課の窓口で配布しました。また、パンフレットをホームページに掲載し、広く周知・啓発を行いました。

#### イ 施設管理者向けパンフレットの配布

設備管理上のレジオネラ症防止対策のポイントについてまとめたパンフレットを施設管理者へ配布しました。

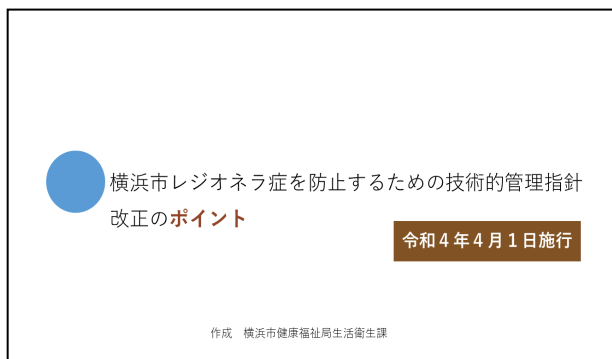


周知・啓発用パンフレット（左：家庭向け 右：施設管理者向け）

### (4) 横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱の改正概要（令和4年4月施行）

循環式浴槽の水位計配管の消毒、中央循環式給湯設備の湯の滞留防止措置など、レジオネラ菌が繁殖するリスクの高い対象設備について、新たな管理基準を設けました。

また、対象に住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を行う施設を追加しました（詳細は、「IV 監視指導業務」の「5 住宅宿泊事業届出住宅の監視指導（p.11）」をご覧ください。）。



ご視聴はこちらから（外部サイト）↓



啓発動画「横浜市レジオネラ症を防止するための技術的管理指針改正のポイント」

(表)

**令和4年4月1日施行**

**横浜市レジオネラ症を防止するための  
技術的管理指針 が改正されました**

横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱及び横浜市レジオネラ症を防止するための技術的管理指針が改正され、令和4年4月1日から施行されます。改正内容に沿って適切に設備を管理していただくようお願いいたします。主な改正のポイントは次のとおりです。

**POINT 1** 対象に住宅宿泊事業を行う施設を追加  
対象施設に住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を行う施設が追加されました。指針に裏いし手引書に基づいた年間管理計画を作成し管理を行ってください。

**POINT 2** 浴槽の水位計配管の週1回の消毒を追加  
標準式の浴槽に付属する水位計配管について、週に1回の消毒を行い、内部のぬめり等を除去してください。

**POINT 3** 浴槽水の消毒濃度の引き上げと薬剤の追加  
循環式浴槽の浴槽水の消毒について、遊離残留薬濃度は常時0.2mg/L以上から常時0.4mg/L以上を保つことに引き上げられました。また、モノクロラミンによる消毒が追加され、モノクロラミンによる消毒を行う場合には3mg/L以上を保つこととされました。

**POINT 4** シャワーヘッド・給湯栓の週1回の通水等を追加  
シャワーヘッド・給湯栓内の湯水は週に1回は通水して内部の水を排水してください。また、6か月1回の点検、年に1回程度の分解清掃、消毒を行ってください。

(裏)


**POINT 5** 中央循環式給湯設備の湯の滞留防止対策を追加  
中央循環式給湯設備の貯湯槽や配管等に湯水が滞留しやすい場所が無いかを定期的に点検し、滞留している場合は不要な配管を除去する等の対策を行ってください。また、設備全体に湯水が均一に循環するように循環ポンプや流量弁が適切に作動しているかを定期的に確認してください。

**POINT 6** 冷却塔から菌が検出された場合の対策を変更  
冷却塔からレジオネラ菌が検出された場合の対応について、検出された菌数が100CFU/100mL以上の場合は直ちに次亜塩素酸塩またはその他の有効な殺菌剤を用いて冷却水及び冷却水管を殺菌し、冷却水を換水してください。清掃、薬剤投入等の措置後、迅速法(PCR法又はLAMP法)又は培養法によって再度水質検査を実施し、陰性又は不検出(10CFU/100mL未満)あることを確認してください。検査結果が陽性又は検出である場合は、上記の措置を再度実施してください。

**お問合せ先**  
お問合せは施設の所在する区の福祉保健センターへお願いします。

福祉保健センター	電話番号	福祉保健センター	電話番号
鶴見区	045-510-1845	金沢区	045-788-7873
神奈川区	045-411-7143	港北区	045-540-2373
西区	045-320-8444	緑区	045-930-2368
中区	045-224-8339	青葉区	045-978-2465
南区	045-341-1192	都筑区	045-948-2358
港南区	045-847-8445	戸塚区	045-866-8476
保土ヶ谷区	045-334-6363	栄区	045-894-6967
旭区	045-954-6168	泉区	045-800-2452
磯子区	045-750-2452	瀬谷区	045-367-5752

令和4年3月作成  
作成者 横浜市民健康福祉生活衛生課(横浜市中区本町6-50-10) 電話番号 045-671-2456 FAX 045-641-6074  
E-mail: kf-seikatsueisei@city.yokohama.jp  
関連HP <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/eisei/ho/building.html>  
※個別のお問合せはお問合せ先に記載の連絡先をお願いします。



啓発用チラシ「横浜市レジオネラ症を防止するための技術的管理指針が改正されました」

## 2 蚊媒介感染症対策

詳細は、「III 重点取組事項」の「3 蚊媒介感染症対策 (p.4~5)」をご覧ください。

## VI 調査・啓発事業

### 温泉実態調査

神奈川県からの依頼に基づき、温泉法に基づく許可を受けている市内の源泉(42か所)及び温泉利用施設(12施設)について、実態を把握するため、温泉の利用量(揚湯量)及び利用状況の調査を行いました(令和3年4月から令和4年3月まで)。

## VII 環境衛生関係の相談対応や啓発

### 1 住まいの衛生に関する相談

シックハウス症候群<sup>※</sup>やダニ、カビ、結露など住まいに関する市民の皆様からの相談に対応しました（表 18）。

また、区役所の両親教室等で住まいの衛生に関する講習会を実施しました（15 回実施、受講 266 人）。

新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べて講習会実施回数や規模が縮小されています。



表 18 住まいの衛生に関する相談件数

相談内容	相談件数
シックハウス症候群 (ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物)	7
ダニ・ダニアレルゲン	7
結露・カビ	9
その他	81
合計	104

※ 新築・改築後に建材等から発生する化学物質により、居住者が様々な体調不良を起こすこと

### 2 ねずみ・昆虫等の相談

スズメバチやねずみ、その他の衛生害虫について、市民の皆様からの相談に対応しました（表 19）。

中でも、ハチの巣に関する相談が最も多く、令和 3 年度は 3,538 件の相談が寄せられました。相談に対応するため、「横浜市スズメバチ等対策実施要領」に基づき、自主駆除を希望される場合の防護服や駆除機材の貸出や適切な駆除方法の助言を行いました。



スズメバチ

表 19 ねずみ・昆虫等に関する相談件数

相談内容	相談件数
スズメバチ	1,646
アシナガバチ	1,469
ミツバチ	133
その他ハチ	290
ねずみ	1,937
トコジラミ	202
その他衛生害虫等	1,382
合計	7,059



## VIII 自主衛生管理の推進

環境衛生関係施設の衛生状態を維持するには、構造設備基準及び衛生措置基準の遵守や社会情勢等にあわせた衛生管理が必要であるため、衛生意識の向上を図るとともに自主衛生管理を推進しました。

また、衛生管理状態が良好で環境衛生の向上に特に功労のあった26施設を表彰しました。



## IX 今後の取組について

横浜市保健所では理・美容所、ホテル、公衆浴場等の環境衛生営業施設や特定建築物、受水槽施設の衛生管理指導の実施、レジオネラ症や蚊媒介感染症の発生・拡大防止に向けた指導啓発、衛生害虫発生防止のための相談対応等を通じて、市民の皆様の安心・安全確保に取り組んでいます。

特にレジオネラ症は、高齢の方や免疫機能が低下している方が感染しやすく、患者発生届出件数もここ数年、おおむね年間40～50件程度を推移しています。そのため、令和3年度に改正した公衆浴場法施行条例、公衆浴場法施行細則、旅館業法施行細則及び横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱の改正内容を関係する施設に周知啓発するとともに、改正後の新しい基準に沿った維持管理が行われるよう、指導を行っていきます。今後も、レジオネラ症患者の発生時には原因究明のために患者利用施設等の調査を行い、再発防止対策や改善を指導します。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための消毒や換気に関する啓発などにも引き続き取り組んでいきます。





令和 3 年度 横浜市環境衛生業務実施結果

---

編集・発行

横浜市健康福祉局生活衛生課

発行年月

令和 4 年 8 月

TEL : 045-671-2456 FAX : 045-641-6074

メールアドレス : [kf-seikatsueisei@city.yokohama.jp](mailto:kf-seikatsueisei@city.yokohama.jp)

---